

8 指 第 3 6 8 号
令和8年5月27日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

工事請負契約書第25条第5項に定める「主要な工事材料の著しい価格変動による請負代金額の変更」に関する残工期の取扱いについて（通知）

現在、中東情勢の悪化に起因するナフサ由来の建設資材をはじめとする資材の供給不足及び価格の上昇が懸念されております。

このような状況を踏まえ、工事請負契約書第25条第5項に定める「主要な工事材料の著しい価格変動による請負代金額の変更（単品スライド）」の請求があった場合の残工期の取扱いについて、下記のとおり通知します。

貴団体におかれては、会員に対する周知をお願いします。

記

1 残工期の取扱いについて

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）では、「請求については工期末の2ヶ月前までを原則とするが、最終的な数量の確定までに期間を要する場合など、これによりがたい場合においては、受注者と十分調整の上、実施すること。」

としており、残工期2ヶ月未満の工事であっても、協議・調整に要する期間の短縮に努めるなど、制度活用が図られるよう、柔軟な対応を行います。

担 当	指導検査課 指導係
電 話	075-414-5227